

秋田市移住相談ツアー助成金交付要綱

〔平成28年5月23日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県外在住者で、本市への移住定住を検討している者に対して、農作業、文化体験、地元住民との交流など「秋田市暮らし」の楽しさを体験できる機会を提供する移住相談ツアー（以下「ツアー」という。）を実施するに当たり、参加者に対する移住相談ツアー助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 秋田県外在住者であること。
- (2) 概ね3年以内の移住を検討していること。
- (3) ツアーの参加に当たり、次の事項への協力に同意していること。

ア 必須事項

市が実施するアンケート調査

イ 次のうち、いずれかの事項

- (ア) ツアーの様子について、自らブログ等で情報発信すること。
- (イ) ツアーの様子を自ら動画撮影するとともに、市が当該映像を移住PR等を目的に公開すること。
- (ウ) 市が撮影したツアーの写真および動画について、市が移住PR等を目的に公開すること。
- (エ) その他本市の移住促進に向けたPR活動

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 交通費

ア 公共交通機関を利用する場合は、居住地から本市の宿泊施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（ツアーに関わりがない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自動車を利用する場合は、往復旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額および高速道路の利用に係る経費（ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

(2) 宿泊料

滞在する宿泊施設の賃借料又は宿泊料（宿泊料に朝食又は夕食に係る費用が含まれる場合は、当該費用を含む。）。ただし、1人当たり11,800円を上限とする。

(3) その他、ツアーの実施に要する経費で市長が認めたもの

2 往復旅程について、交通費および宿泊料が一体となったパック商品を利用する場合は、前項第1号および第2号の規定に関わらず、当該パック商品の料金とする。

3 助成対象とする移住体験期間は、原則1泊2日（就業体験を含む場合は、2泊3日）とする。ただし、自己負担による延泊を妨げない。

（助成対象外経費）

第4条 次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) ツアーの参加に必要と認められない個人的な支出に係るもの

(2) 公共交通機関又は自動車以外の交通手段に係るもの

(3) 前泊又は後泊に係るもの

(4) その他助成対象経費として適当でないと判断されるもの

（助成金の交付額）

第5条 助成金は、予算の範囲内で交付することとし、助成対象経費に対する助成金の交付額（以下「助成額」という。）は、1人につき2万円を限度とし、世帯に対する助成額の合計が5万円を超える場合は、5万円とする。

（助成金交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市移住相談ツアー申込書兼助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、ツアー実施希望日の30日前までに行わなければならない。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、秋田市移住相談ツアー助成金交付審査委員会の審査を経て、助成金の交付の可否を決定

する。

2 市長は、前項の決定について、助成金の交付を可とする申請者（以下「助成対象者」という。）に対しては秋田市移住相談ツアー助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不可とする申請者に対しては秋田市移住相談ツアー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の通知は、交付申請があった日から30日以内（同日が休日であるときは、その翌日）に行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた申請者が、申請を取り下げの場合は、速やかに、秋田市移住相談ツアー助成金交付申請取下届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下届が提出されたときは、当該助成金の交付決定および申請はなかったものとみなす。

（交付決定内容の変更）

第9条 助成対象者は、交付決定の内容に変更が生じる場合には、秋田市移住相談ツアー助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、当該申請書の内容を確認し、妥当と認められる場合には、秋田市移住相談ツアー助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（助成金の交付条件等）

第10条 助成対象者は、法令および関係規程を遵守するとともに、市長の指示事項を確実に履行しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、助成金の交付決定に条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 助成対象者は、ツアー終了後30日以内に、支出に係る領収書等を添えて秋田市移住相談ツアー助成金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出期限が、第7条第2項の規定により交付決定を通知した日の属する年度の3月31日を越えるときは、3月31日を提出期限とする。

(助成額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された報告書等に基づき、内容を精査し、助成額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成額を確定したときは、秋田市移住相談ツアー助成額確定通知書(様式第8号)により、速やかに助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による通知後に、助成金を交付する。

2 助成金の支払いはツアー実施後とし、助成金交付請求書(様式第9号)に基づき支払うものとする。

(交付決定の取消し、金額の変更および助成金の返還)

第14条 市長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、助成金の交付決定を取り消し、又はその額を変更することができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) この要綱に基づく指示に対する違反その他不正の行為があると認められたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、助成額を変更すべき事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は助成額を変更する場合にあっては秋田市移住相談ツアー助成金交付(取消し・金額の変更)通知書(様式第10号)により、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずる場合にあつては秋田市移住相談ツアー助成金返還命令通知書(様式第11号)により、助成対象者に通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。